



2018年6月26日

各位

会社名 参天製薬株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼CEO 黒川明  
(コード番号 4536 東証第1部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーショングループ グループマネージャー  
クリストファー・ホフマン

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

参天製薬株式会社（本社：大阪市、代表取締役会長兼CEO：黒川明、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2018年7月26日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 69,739株
(3) 発行価額	1株につき1,930円
(4) 発行総額	134,596,270円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く。）4名 32,268株 執行役員 8名 37,471株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、新たな株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。また、本日開催の第106期定時株主総会において、本制度の導入につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

本制度は、交付後一定期間（3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める譲渡制限期間の間）継続して対象取締役等の地位にあること等の条件を満たすことにより譲渡制限が解除される株式報酬である「譲渡制限付株式報酬制度」です。

本制度については、対象取締役に対して1事業年度に支給する金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とし、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。本制度により当

社が対象取締役に対して発行又は処分する本株式の総数は、年 100 千株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役等との間において、次の①～③等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

- ① 一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること。
- ③ 譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること（但し、当社が定める正当な事由による譲渡制限期間満了前の退任等については合理的な調整を行うこと）。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用及び確保するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計134,596,270円（うち対象取締役分62,277,240円。以下、合計につき「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式69,739株（うち対象取締役分32,268株）を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を3年としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 12 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本株式について発行を受けることとなります。本新株発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2018年7月26日～2021年7月25日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本株式数とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第107期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2018年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である1,930円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上

#### **参天製薬（参天製薬株式会社、本社：大阪市）について**

参天製薬は、眼科に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、医療用・一般用の医薬品や、医療機器の研究、開発、販売・マーケティング活動を行っています。世界約60を超える国・地域で製品を販売しており、国内の医療用眼科薬市場においてはNo.1のシェアを有しています。130年近くの歴史の中で培われた科学的知見や企業力を活かし、今後も、価値ある製品・サービスの提供を通じ、患者さんや患者さんを愛する人たちを中心として、社会への貢献を果たしてまいります。詳細については、当社ホームページ [www.santen.co.jp](http://www.santen.co.jp) をご参照ください。